

## iFreeETF JPX プライム 150

指数について／追加的記載事項／投資リスク／ETFに係る費用（2024年3月16日現在）

### 指数について

- ① 配当込み JPX プライム 150 指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は JPX が有します。
- ② JPX は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ JPX は、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ JPX は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPX は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件商品は、JPX により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ JPX は、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ JPX は、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPX は本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

### 追加的記載事項

#### ● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX プライム 150 指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致

- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※JPX プライム 150 指数先物取引は、2024 年 3 月 18 日に開始される予定です。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

## 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の変動要因は、以下のとおりです。

- 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）
- その他

※基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※設定・交換のお申し込みにあたって、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

※詳しくは、金融商品取引所で取引をされる際にご利用になる証券会社にお訊ねください。

## ETF に係る費用（金融商品取引所を通して ETF に投資するお客さまの場合）※2024 年 3 月 16 日現在

一直接的にご負担いただく費用

取得時手数料

販売会社が独自に定めるものとします。

信託財産留保額

ありません。

## 交換時手数料

販売会社が独自に定めるものとします。

一 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額

イ. 信託財産の純資産総額に年率 0.165%（税抜 0.15%）を乗じて得た額

ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に 55%（税抜 50%）の率を乗じて得た額

その他の費用・手数料

■ 有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。

■ 受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。

※ 商標使用料は信託財産の純資産総額に年率 0.033%（税抜 0.03%）以内を乗じて得た額となります。

※ 上場にかかる費用は以下となります。

・ 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825%（税抜 0.0075%）

・ 追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）

※ 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※ 運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ ETF の市場での売買には、証券会社が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。（取扱会社証券会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。）